高齢者虐待防止のための指針

有限会社　吉原介護センター

1. 高齢者虐待に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

　本事業所では、虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者が虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

1. 高齢者虐待防止委員会と他施設内の組織に関する事項

当法人では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止委員会」を設置します。

* 1. 設置の目的

虐待等発生の防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

* 1. 虐待防止委員会の構成委員

・所長

・介護支援専門員

・生活相談員

・介護員

・その他必要に応じて委員を指名する。

* 1. 虐待防止委員会の開催。

委員会は年2回以上開催します。

虐待発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

* 1. 虐待防止委員会の役割
     1. 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
     2. 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
     3. 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
     4. 虐待防止、早期発見に向けた取組に関すること
     5. 虐待が発生した場合の対応に関すること
     6. 虐待の原因分析と再発防止策に関すること
  2. 高齢者虐待防止の担当者は、虐待防止委員長を中心に各部署委員とします。

1. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

* 1. 社内研修会で年に1回以上実施
  2. 各部署スタッフ会議内で研修を年2回以上実施
  3. 新任職委員への研修の実施
  4. 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

1. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
   1. 虐待が発生した場合は、速やかに市町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
   2. 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。
2. 虐待が発生した場合の相談報告体制
   1. 入居者、入居者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は２⑤で定められた高齢者虐待防止担当者に報告します。
   2. 事業所内で虐待が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
   3. 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止委員会及び担当職員は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
   4. 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。
3. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

1. 虐待等に係る苦情解決方法
   1. 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者・所長に報告します。
   2. 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処します。
   3. 対応の結果は相談者にも報告します。
2. 当指針の閲覧について

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ（ブログ）上に公表します。

1. その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者さんの権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

**虐待の定義**

高齢者虐待とは、介護施設において職員が意図的に利用者に対して不適切な取り扱いをすることをいう。

1. 高齢者虐待とは

**身体的虐待**　高齢者の身体の外傷が生じ、または生じるおそれがのある暴行を加える

　　　　　　　こと

**介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）**

　　　　　　　高齢者を衰弱せるような著しい減食または長時間の放置、その他の

　　　　　　　高齢者を養護すべき職務上　義務を著しく怠ること

**心理的虐待**　高齢者に対する著しい暴言または著しい拒絶的な対応、その他の高齢者

　　　　　　　　に著しい心理的外相を与える行動を行うこと

**性的虐待**　　高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者にわいせつな行為を

　　　　　　　　させること

**経済的虐待**　高齢者の財産を不当に処理すること、その他当該高齢者から不当に

　　　　　　　　財産上の利益を得ること

1. 身体拘束禁止規定と高齢者虐待

　　介護保険施設等では、利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために

　　「緊急やむを得ない場合」を除いて、身体拘束、その他の行動制限は原則禁止

　　本人への精神的苦痛・身体機能の低下等の大きな弊害

　　家族・親族等への精神的苦痛、ケアを行う側の士気の低下

　「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束は原則全て高齢者虐待に該当

＊3か月に1回（状況発生時は随時）身体拘束適正化のため、身体拘束防止委員会で

検討し、「緊急やむを得ない」場合は指針に沿って対応する。

**《身体拘束に該当する具体的な行為の例》**

・徘徊内容に、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る

・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る

・自分でおりられないように、ベッドを柵で囲む

・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る

・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を搔きむしらない

　ように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける

・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や

　腰ベルト、車いすテーブルを付ける

・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する

・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる

・他人へ迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る

・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる

・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

**虐待の防止、早期発見マニュアル**

* 1. ケアの質を定期的に見直す

各部署の会議（ケース会議）にて利用者個々の状態を把握し、サービス内容を

検討する

* 1. 発見した場合の初期対応

・利用者の安全確保

・事実確認

・情報の共有と対策の検討

（管理者、主任、副主任、計画作成担当者、その他が必要と認める者）

・本人、家族への説明及び謝罪

・関係機関への報告

・原因分析と再発防止の取り組み（各部署、虐待防止委員会）

　　＊虐待防止に関する責任者：各部署管理者

　　＊報告機関：富士市役所高齢者支援課

　　　　　　　　０５４５－５５－２９５１